

「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」の一部改訂について

新	旧
<p>第1条～第6条 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>③ お客様における特定口座の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合であって、当社が特定口座の解約を申し出たとき</p> <p>④ お客様の保有する残高がない場合で、連絡不能のとき</p> <p>第8条～第10条 (省 略)</p>	<p>第1条～第6条 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>③ お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>④ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条～第10条 (省 略)</p>